

業務用ぬっかプラン契約

(選 択 約 款)

2026 年 7 月 1 日実施

大 牟 田 瓦 斯 株 式 会 社

目 次

	頁
1. 目的	1
2. 用語の定義	1
3. 適用条件	1
4. 契約の締結	2
5. 料金	2
6. 設置確認	3
7. 名義の変更	3
8. 契約の変更又は解約	3
9. 契約の解約に伴う契約中途解約補償料	3
10. その他	3

1. 目的

この選択約款は、業務用需要におけるエコ厨房機器（涼厨機器）、暖房機器、西部ガス電気の普及を通じ、当社の供給設備その他の効率的な使用を図り、もって合理的・経済的なガス需給及び電気需給の確立に資することを目的といたします。

2. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「厨房機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する調理用機器をいいます。
- (2) 「涼厨機器」とは、厨房機器に空気断熱層を設けることで温度上昇を効果的に抑えることができる調理用機器をいいます。
- (3) 「暖房機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、暖房を行う機能を有する燃焼機器若しくは温水機器によって作った温水を利用して暖房を行うシステムのことをいいます。
- (4) 「西部ガス電気」とは、西部ガス株式会社が小売電気事業者として供給を行う電気をいい、当社が媒介事業者として取り扱いを行います。
- (5) 「年間使用量」とは、契約の開始から終了までの契約で定める年間予定使用量をいいます。
- (6) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (7) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (8) 「単位料金」とは、基準単位料金または一般ガス供給約款に定める調整単位料金をいいます。

3. 適用条件

お客さまは、次の全ての条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款による契約を申し込むことができます。

- (1) 年間使用量が1,200立方メートル以上であること。
- (2) 別表1に定める厨房機器のうち第1群から第4群までの全ての機器群について、それぞれ1台以上のガス機器を設置し、また当該厨房機器の中で1台以上の涼厨機器を使用すること。
- (3) 西部ガス電気を契約していること。
- (4) ガスを使用する暖房機器（ファンヒーター、ストーブ等）を設置し使用すること。

4. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款を承諾の上、所定の契約書を用いて、当社と契約していただきます。
- (2) お客さまは、新たにこの選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合、又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し厨房機器、暖房機器の使用設備、西部ガス電気の使用状況を提示するものとし、当社はその内容に基づき、同一業種における機器の使用状況、お客さまの過去の実績等を参考にして、お客さまとの協議によって契約を行うものいたします。
- (3) お客さまは、この選択約款に基づくガス需給契約によるガスの使用開始日（以下「ガスの使用開始日」といいます。）から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで（以下「最低利用期間」といいます。）契約を継続していただきます。
- (4) 当社は、この選択約款及び他の選択約款に基づく契約を最低利用期間満了前に解約又は一般契約への変更をされたかたが、同一需要場所でこの選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は一般契約への変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、解約又は一般契約への変更が、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (5) 当社は、お客さまがこの選択約款の最低利用期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、申し込みを承諾できないことがあります。ただし、他の選択約款への変更が、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (6) 当社は、お客さまが当社と契約した（すでに消滅しているものも含みます。）他の料金を、それぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。
- (7) お客さまが希望する場合又は当社が必要とする場合は、ガスの供給及び使用に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。この場合、契約は、(1)にかかわらず締結時に成立いたします。

5. 料金

お客さまの都合や契約違反によりこの契約を契約期間中に解約した場合、又はガスの使用を一時停止した場合には、基本料金は別表2の料金表に基づく1か月当たりの基本料金全額とし、従量料金も同様に別表2の料金表に基づいて算定いたします。

6. 設置確認

当社は厨房機器及び暖房機器設置の有無、西部ガス電気の契約状況等、3の適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、需要場所への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、又はただちにこの選択約款に基づく契約を解約し、解約日以降一般契約を適用することがあります。

7. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの契約に係る部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

8. 契約の変更又は解約

- (1) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合（3の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。
- (2) 厨房機器若しくは暖房機器を取り外す場合や、西部ガス電気を解約する場合は、ただちにその旨を当社に連絡していただきます。なお、適用条件を満たさなくなった場合は、この選択約款に基づく契約を解約したものといたします。ただし社会的情勢等で当社がやむを得ないと判断した場合は、この限りではありません。

9. 契約の解約に伴う契約中途解約補償料

契約期間中において生じた契約の解約理由が、当社がやむをえないと判断した場合を除き、お客さまの契約違反による場合、当社は、次のとおり契約中途解約補償料を申し受けます。

なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

$$\text{契約中途解約補償料} = \left(\begin{array}{l} \text{解約日の翌月から契約} \\ \text{終了月までの残存月数} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{基本料金} \\ \text{相当額} \end{array} \right)$$

10. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付則

実施の期日

本選択約款は、２０２６年７月１日から実施いたします。

(別 表)

1. 厨房機器として適用対象とするもの

第1群	コンロ・レンジ類	コンロ、台付コンロ、中華レンジ、スープレンジなど
第2群	炊飯器・ゆで麺器類、フライヤー類	炊飯器、ゆで麺器、そば釜、フライヤーなど
第3群	湯沸器類、ボイラー類	小型・中型・大型湯沸器、貯湯式湯沸器、蒸気ボイラー、温水ボイラーなど
第4群	オーブン類、焼物器類、その他加熱調理機器類、食器洗浄機類	オーブン、スチームコンベクションオーブン、ベーカリーオーブン、焼物器、餃子焼器、湯煎器、ホットプレート、グリドル、サラマnder、回転釜、ティルティングパン、ブレイジングパン、スープケトル、食器消毒保管庫、消毒槽、洗浄機など

2. 料金表（消費税等相当額を含みます）

(1) 料金表

① 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1, 6 5 0. 0 0 円
--------------------	-----------------

② 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 7 7. 4 8 円
-------------	--------------